

【新型コロナウイルス感染症 出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）】

『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』

※発症した日（0日目）から数えると、6日間の出席停止が必要です。

「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

【早見表】

例 1	発症後1日目に 症状が軽快した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 発症から10日を経過する までは、マスクの着用 に御協力をお願いします。	
		発熱・ 呼吸器 症状等	◎軽快	軽快後 1日目					
		出席停止期間							
例 2	発症後2日目に 症状が軽快した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 発症から10日を経過する までは、マスクの着用 に御協力をお願いします。	
		発熱・呼吸器症状等		◎軽快	軽快後 1日目				
		出席停止期間							
例 3	発症後3日目に 症状が軽快した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 発症から10日を経過する までは、マスクの着用 に御協力をお願いします。	
		発熱・呼吸器症状等			◎軽快	軽快後 1日目			
		出席停止期間							
例 4	発症後4日目に 症状が軽快した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 発症から10日を経過する までは、マスクの着用 に御協力をお願いします。	
		発熱・呼吸器症状等				◎軽快			軽快後 1日目
		出席停止期間							
例 5	発症後5日目に 症状が軽快した場合	0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	登校可能 発症から10日を経過 するまではマスクの 着用にご協力をお願 いします。
		発熱・呼吸器症状等					◎軽快		
		出席停止期間							

◎ 発症後、5日目以降も症状が軽快しない場合は、出席停止期間が延長されます。

◎ 第二種感染症の出席停止の期間の基準は感染症ごとに個別に定められています。ただし「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではない」とされていますが、学校保健安全法施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないことが付記されています。